ID:　176
担当部署:　ふるさと整備課

処分の概要	占用料の減免
例規名 根拠条項	聖籠町道路占用料等徴収条例　第3条
例規番号	昭和38年 条例第9号

【根拠条文】

(占用料の減免)

第三条　町長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、占用料の一部又は全部を免除することができる。

一　政令第十一条の七第一項に規定する応急仮設住宅の設置のための占用

二　法第三十五条に規定する事業(政令第十八条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業のための占用

三　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設並びに公共の用に供する鉄道、電気、電気通信、ガス、水道及び下水道の事業のための占用

四　公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件の設置のための占用

五　公共の用に供する通路、歩廊(これに類するものを含む。)、雪よけ、街灯及び駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第十七条第一項に規定する都市計画として決定された路外駐車場の設置のための占用

六　排水管の埋設、電気及び電気通信の各戸引込線の設置並びにガス、水道及び下水道の各戸引込管の設置のための占用

七　前各号に規定するほか占用料を徴収することが不適当であると町長が認めた占用

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年　月　日